

Sep 5,2011

TPPに潜む危険性

2010年10月1日の菅直人前首相の所信表明演説以降、一躍政策論議の争点として浮上した感のあるTPP。大手紙を始めとするマスコミ各社は「TPPに参加することでアジアの経済成長の勢いを日本にも取り込める」「TPPに参加しなければ日本は世界の孤児となる」という論調で賛成一色の様相を呈している。このレポートではTPPが日本の経済に及ぼす影響、そして一般報道等であまり表に出てこない「危険性」についても考えてみたい。

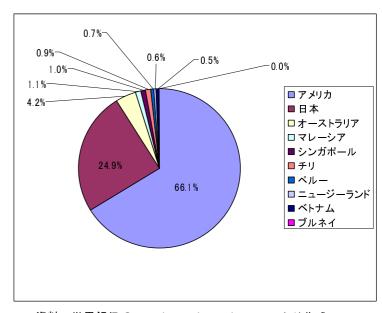
そもそもTPPとは何か?TPPはTrans-Pacific Partnership(環太平洋戦略的経済連携協定)の略称であるが、実はTPPには大元となる「オリジナル」が存在する。そのオリジナルは通称「P4協定」と呼ばれ、シンガポール・ニュージーランド・チリ・ブルネイの4ヶ国間で2006年5月に発効した自由貿易協定である。P4協定の大きな特徴として、物品を輸入する際の関税を原則全ての品目について即時または10年以内に撤廃、ということが挙げられるが、TPP交渉もこのP4協定をベースとして進められている。P4協定は元々、貿易面や情報面でお互いの流通を促進することで少しでも経済成長のスピードを高めていこうという「弱者連合」の性格が強かった。そこに2008年3月、突如としてアメリカが「後乗り」で交渉参加を表明するのである。超大国アメリカの参加は世界中が目を丸くしたが、その狙いは間違いなく「日本」である。表①を見れば一目瞭然だが、TPPは事実上の「日米FTA」であり、日本が参加しないTPPなどアメリカにとって「無価値」なのである。そしてTPPはアメリカにとって「雇用戦略」でもある。オバマ大統領は2010年の一般教書演説において、「今後5年間でアメリカの輸出を2倍に増やす」という「国家輸出戦略」を提唱しており、「この先私が結ぶ貿易協定はアメリカの雇用に資するものだけだ」と発言していることからも解るとおり、TPPはその戦略の一つとして明確に位置付けられているのである。サブプライムローン・バブル崩壊で国内の消費・需要が急速に縮小しており、財政逼迫により大規模な公共投資による民間の需要喚起策も取りづらいという状況下、アメリカは輸出主導でGDPを伸ばしていくという戦略に明らかにシフトしている。アメリカに次ぐ世界第二位の消費市場を持っている日本はまさに「垂涎の的」と言えよう。

さて、肝心のTPPの中身であるが、実はTPPで交渉される項目は24と多岐にわたる(次ページ表②を参照)。TPPはよく、「農業vs自動車に代表される輸出産業」という構図で語られることが多いが、その構図は「市場アクセス(農業)」「市場アクセス(工業)」という2つの項目のみに着目した見方であり、アメリカの立場からすると、むしろ残り22の項目、すなわち物品貿易以外の項目=サービス貿易の方が主な「関心事」なのである。端的に言ってしまえば、アメリカはTPPで日本の「非関税障壁」を撤廃させ、日本のサービス市場の開放を迫ることで自国の雇用を改善したいのである。開放を迫られるサービス市場の代表格は「医療」であろう。TPPにより「混合診療」(保険診療と保険外診療の併用)、及び営利法人の医療分野への参入が解禁される可能性は極めて高く、それらの規制撤廃を契機に市場原理が過度に医療業界にもたらされることにより、国民皆保険の崩壊、医療格差の拡大につながるおそれがある。

そして表②にもある通り、「金融」と「投資」について はTPPのオリジナルであるP4協定には含まれておら ず、アメリカが新たにTPP交渉の中で追加した項目 である。そこから読み取れるのは、アメリカがTPPで 狙う「本丸」は金融と投資であるということである。金 融と投資は1990年代以降、「年次改革要望書」で多 くの妥協を日本に迫ってきた分野である。年次改革 要望書は日米両政府がお互いの経済発展のために 改善が必要と考える相手国の規制や制度の問題点 についてまとめた文書であり、毎年日米両政府間で 交換される。アメリカ側からの要望が施策として実現 した例としては、建築基準法の改正や法科大学院の 設置の実現、独占禁止法の強化と運用の厳格化、 労働者派遣法改正、郵政民営化といったものが挙 げられる。特に郵政民営化は約120兆円に上る簡易 保険市場をアメリカ民間企業がこじ開けるためで あったことが窺え、それは前述の混合診療解禁とも 密接にリンクしている。

(次ページに続く)

表①:TPP参加国と日本の名目GDPの割合



資料:世界銀行 Gross domestic product 2010より作成

商号:株式会社あおぞら銀行 (登録金融機関 関東財務局長(登金)第8号)

加入協会:日本証券業協会、(社)金融先物取引業協会

Sep 5,2011

TPPに潜む危険性

TPP交渉の中でアメリカが最も強く導入を主張し、尚且つ最も危険性を孕んでいるであろうと筆者が考えているのは、 「投資」分野における①「収用と補償」条項と、②「投資家vs国家の紛争解決」条項である。

①「収用と補償」条項についてであるが、「収用」とは政府が民間企業を国有化したり、資産を強制的に接収したりするこ とを意味し、「補償」とは、外資系企業が「収用」により被った損失の代償を求めることである。ここで問題となるのは、こ の「収用」の範囲が広すぎることである。

一般に「間接収用」と呼ばれる概念であるが、TPPにおいては、政府が直接的に資産を接収したり、物理的な損害を与 えていなくとも、現地国政府の法律や規制により外資系企業の営利活動が制約された場合、「収用」と同様の措置とみ なして損害賠償を請求できてしまうことになる。そして、その損害賠償の具体的手段として用意されているのが、

②「投資家vs国家の紛争解決」条項、通称「ISD条項」(Investor-State Dispute)である。これは、「収用」により何らかの 損失を被った外資が相手国政府を訴えることができるとする条項であるが、

訴訟の場は国際投資紛争解決センターなどの第三者機関であり、そこで数名の仲裁人が判定を下すのだが、審理は一 切非公開、判定は強制力を持つが、不服の場合でも上訴不可、判定基準は被告となった相手国の政策妥当性・必要性 ではなく、「外資が公正な競争を阻害されたか否か」の一点である。

NAFTA(北米自由貿易協定)でISD条項を受諾してしまったカナダでは実際に外資がカナダ政府に訴訟を起こす事例が 発生している(ガソリンに添加物して使用されていた「MMT(メチルシクロペンタジィエニールマンガントリカルボニル)」と いう神経性有毒物質を規制した法律を「差別的である」としてアメリカの燃料メーカーがカナダ政府に対して3億5千万ド ルの損害賠償を請求したケース等)。

日本がTPPに参加した時には、国民の生命・財産を守るための必要な規制が前述のような形で否定され、損害賠償を 請求されるケースが出てくるおそれがある。

以上のように、TPPにはメリット以上にデメリットが多く想定され、また詳細が明らかになっていない項目も多いため、現 段階でTPP交渉参加を決定するのは拙速に尽きると言う他は無い。「行き先がよく判らないバス」に乗る必要は全く無く、 今後は日本国内でも、前述のISD条項のような悪影響が強いと懸念される部分にも充分に着目した議論が行われること を期待したい。 (前川)

表②: TPP 24の交渉項目

	交渉項目	内容	
1	首席交渉官協議		
2	市場アクセス(工業)		
		物品貿易の部分で関税率などの設定について定める。	
4	市場 アクセス(農 業)		
5	原産地規則	関税の減免は、締約国で生産したもの (原産品)にしか認められない。 締約国の原産品として認められる条件や証明手続きを定める。	
6	貿易円滑化	貿易ルールの透明性向上や貿易手続きの簡略化などについて定める。	
7	衛生植物検疫	食品の安全基準を設定して検査を行うことや、動植物についての 病害虫の侵入を防止するための検疫措置など。	P4
8	強制規格、任意規格 <u>や適合性評価手続き</u>	工業規格など貿易の技術的な障害について	
9	貿易救済(セーフガード等)	相手国のある産品の輸入が急増した場合の、 一時的関税削減措置停止	
	政府調達	入札の際の仕様、参加資格、実施の原則を定める。 海外事業者に対しては内国民待遇を認める。	
11	知的財産	知的財産の十分な保護。模倣品・海賊版対策の徹底。	
	競争政策	カルテル等防止策について政府間の協力を求める。	
	越境サービス		
14	金融サービス	サービス貿易に関する一般協定。	追 加
15	電気通信サービス	加盟国間のサービス貿易の障害を排除するルールを制定。	
10	商業関係者の移動	ラフ 文取 コの Ł ぬの 歴 培 ・ 川 ・ 財 歴	P4
	電子商取引 投資	電子商取引のための環境 ·ルール整備	追加
	反員 環境	外国投資家に対して国内投資家と無差別の待遇を与える。 投資・輸出促進のための環境保護規制の緩和禁止を定める。	追 加
	環境 労働	区員・制山に進めための環境保護院制の機相崇血を定める。 国際労働機関(ILO)加盟国としての義務を再確認。	
		加盟国間で意思決定を行う「合同委員会」の設置や、その権限、開催頻度などを	
	制度的事項	定める。	
22	紛争解決	協定の解釈の不一致などによる国同士の紛争を解決する際の手続き	P4
23	協力	合意事項を履行するための国 内体制が不十分な国に対して技術支援や人材育成を実施。	
24	分野横断的事項	従来の分野別交渉では手当されない複数分野にまたがる規制や 規則について定める。	

資料:国家戦略室「平成の開国と私たちの暮らし」の参考資料を基に作成

商号:株式会社あおぞら銀行 (登録金融機関 関東財務局長(登金)第8号)

加入協会:日本証券業協会、 (社) 金融先物取引業協会

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。

ここに示した意見は当資料作成時点の筆者の意見を示すのみであり、今後予告なしに変更される可能性があります。 データや数値の抽出範囲・基準は任意で設定している場合があります。またデータ・資料については、数値等の誤りが含まれている可能性があります。当資料に含まれるグラフ等は

[「]角類できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。 投資に関しては、すべてご自身でご判断ください。当資料に基づき、お客さまが投資のご判断をされた結果に基づき生じた損害・損失については当行は一切責任を負いません。

当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。無断で全文または一部を転載することはできません。